

## 平成二十八年経済産業省令第二百二号

情報処理の促進に関する法律施行規則

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九号)第七条、第九条第二項、第十二条第二項(同法第二十三条第二項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む)、第十五条、第二十条、第二十八条、第二十九条第四項及び第四十三条第四項の規定に基づき、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令を次のように定める。

情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の全部を次のように改正する。

### 目次

#### 第一章 情報処理安全確保支援士(第一条→第三十六条)

#### 第二章 情報処理技術者試験(第三十七条→第三十九条)

#### 第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等(第四十条→第四十六条)

#### 第四章 独立行政法人情報処理推進機構の業務(第四十七条・第四十八条)

#### 附則

#### 第一章 情報処理安全確保支援士(情報処理安全確保支援士の資格)

第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。)第七条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。

一 サイバーセキュリティに関する知識及び能力を要する事務に従事し、又は従事していた者であつて、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者

二 法第九条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験(以下「支援士試験」といいう。)の全部を免除した者

(法第八条第一号の経済産業省令で定める者)

第一条の二 法第八条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安

全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと

ができない者とする。

2 情報処理安全確保支援士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該情報処理安全確保

支援士が精神の機能の障害を有する状態となり、情報処理安全確保支援士の業務の適正な実施が著しく困難となつたときは、経済産業大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

2 情報処理システム(情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下この条、次条、第三十八条及び別表において同じ。)に係る業務に関する共通的知識

2 情報セキュリティシステム(情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門的能力

2 支援士試験の対象となる知識及び技能は、情報処理システムの開発並びに情報

報セキュリティシステムの開発並びに情報処理

システム及びこれを用いる業務におけるセキュ

リティ管理に必要な専門的知識及び技能とす

る。

3 支援士試験は、筆記試験により行うものとす

る。

(情報処理安全確保支援士試験の免除)

3 第三条 法第九条第二項の経済産業省令で定める事務に従事して、前条第一項各号に規定する知識及び技能を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であつて、前条第一項各号に規定する科目的合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したもの(修了した日の翌日から起算して一年以内に支援士試験を受けける場合に限る)の全部を免除する。

4 第四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める事務に従事して、前条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能の一部を有する者として経済産業大臣が定める者(経済産業大臣が定める科目

4 第五条 法第九条第二項の免除(機構が支援士試験の実施に関する事務(以下「支援士試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。

5 第六条 法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 支援士試験事務の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

三 支援士試験事務に関して知り得た秘密の保

持に関する事項

四 支援士試験事務に関する帳簿及び書類の保

存に関する事項

五 その他支援士試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の記載事項)

6 第七条 法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 支援士試験事務の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

三 支援士試験事務に関して知り得た秘密の保

持に関する事項

四 支援士試験事務に関する帳簿及び書類の保

存に関する事項

五 その他支援士試験事務の実施に関し必要な事項

(受験手続)

7 第八条 支援士試験(機構が支援士試験事務を行

うものを受けようとする者は、様式第一による受験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 機構が支援士試験事務を行う支援士試験を受けようとする者は、機構が定めるところによ

り、受験願書を機構に提出しなければならぬ

ったときは、支援士試験に合格した者の受験番

号を官報に公示するとともに、試験に合格した者に対し、様式第二による合格証書を交付す

る。

2 経済産業大臣(機構が支援士試験事務を行

う場合にあつては、機構)は、前項のほか、支

援士試験の適切な実施の確保のために必要な措

置を講ずるものとする。

(試験事務規程の認可の申請)

3 第八条 第一项第一項前段の認可を

前条第一項第一号に規定する科目

3 第三十七条第一項別表に定めるITストラ

リスト試験、システィムアーキテクト試験、

プロジェクトマネージャ試験、ネットワーク

スペシャリスト試験、データベーススペシャ

リスト試験、エンベデッドシステムスペシャ

リスト試験、ITサービスマネージャ試験及び

システィム監査技術者試験(以下「高度試

験」という。)並びに応用情報技術者試験の

いずれかの一試験に合格した者(当該試験に

係る第三十九条により読み替えられた第八条

第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。前

条第一項第一号に規定する科目

4 第九条 第一项第一号に規定する科目

4 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

5 第十条 第一项第一号に規定する科目

5 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

6 第十一条 第一项第一号に規定する科目

6 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

7 第十二条 第一项第一号に規定する科目

7 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

8 第十三条 第一项第一号に規定する科目

8 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

9 第十四条 第一项第一号に規定する科目

9 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

10 第十五条 第一项第一号に規定する科目

10 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

11 第十六条 第一项第一号に規定する科目

11 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

12 第十七条 第一项第一号に規定する科目

12 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

13 第十八条 第一项第一号に規定する科目

13 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

14 第十九条 第一项第一号に規定する科目

14 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

15 第二十条 第一项第一号に規定する科目

15 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

16 第二十一条 第一项第一号に規定する科目

16 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

17 第二十二条 第一项第一号に規定する科目

17 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

18 第二十三条 第一项第一号に規定する科目

18 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

19 第二十四条 第一项第一号に規定する科目

19 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

20 第二十五条 第一项第一号に規定する科目

20 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

21 第二十六条 第一项第一号に規定する科目

21 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

22 第二十七条 第一项第一号に規定する科目

22 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

23 第二十八条 第一项第一号に規定する科目

23 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

24 第二十九条 第一项第一号に規定する科目

24 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

25 第三十条 第一项第一号に規定する科目

25 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

26 第三十一条 第一项第一号に規定する科目

26 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

27 第三十二条 第一项第一号に規定する科目

27 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

28 第三十三条 第一项第一号に規定する科目

28 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

29 第三十四条 第一项第一号に規定する科目

29 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

30 第三十五条 第一项第一号に規定する科目

30 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

31 第三十六条 第一项第一号に規定する科目

31 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

32 第三十七条 第一项第一号に規定する科目

32 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

33 第三十八条 第一项第一号に規定する科目

33 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

34 第三十九条 第一项第一号に規定する科目

34 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

35 第四十条 第一项第一号に規定する科目

35 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

36 第四十一条 第一项第一号に規定する科目

36 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

37 第四十二条 第一项第一号に規定する科目

37 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

38 第四十三条 第一项第一号に規定する科目

38 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

39 第四十四条 第一项第一号に規定する科目

39 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

40 第四十五条 第一项第一号に規定する科目

40 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

41 第四十六条 第一项第一号に規定する科目

41 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

42 第四十七条 第一项第一号に規定する科目

42 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

43 第四十八条 第一项第一号に規定する科目

43 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

44 第四十九条 第一项第一号に規定する科目

44 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

45 第五十条 第一项第一号に規定する科目

45 第二項の公示が行われた日から起算して二年

以内に支援士試験を受ける場合に限る)。

46 第五十一条 第一项第一号に規定する科目

46 第二項の公示が行われた日から起算して二年









様式第1（第7条関係）

2. 収入印紙を貼付すること。

様式第2（第8条関係）

被相続人安全確認文書(被相続人証書)	
被相 続人	名
年 月 日生	
被相続人の現状に関する記載事項を各項目の規定により実施した被相続人安全確認文書に記入し分離したこととする	
年 月 日	
経済基準大臣	
印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第10条関係）

支取年月日 支取年月日		印出印紙 印出印紙 印出印紙	
御用代理全般領収書及領付合併領収書			
年 月 日			
経済活動大綱			
税			
就口の被扶養者扶助金通報機関			
合規性の審査の手配を申請します。			
フリガナ 氏名		ハガキ名前	
住 所			
支拂日目	年	月	日
受取額			
小切手書面番号			
送達形態別(△記入) 郵便		通 英文	

備考1. 経済産業大臣が支援試験事務を行う場合には、局紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
機構が支援試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する書類には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、收入印を押す。

2. 機構に提出する場合には、機券の定める方法により交付手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

様式第4（第10条関係）

種別第4(第10各様式)	
種別第5(第11各様式)	
種類別公金債券支拂士の兼合物取扱書	
氏名	
生年月日	
合規証明番号	
合規年月日	
種類別公金の徴収に関する法律第9条第1項の規定により実施した種類別公金支拂試験に合格した者であることを証明する	
年月日	
経済審査大臣	
独立行政法人管財所幹事長	

(英文)

PASSING CERTIFICATE OF REGISTERED INFORMATION SECURITY SPECIALIST EXAMINATION	
NAME : _____	
DATE OF BIRTH : _____	
CERTIFICATE NUMBER : _____	
DATE OF CERTIFICATE : _____	
As (the Minister of Economy, Trade and Industry) Chairman of the Examination Agency, I hereby certify (in the name of the Minister of Economy, Trade and Industry), that (name) has passed the National Examination qualifying (him/her) as a (certificate) (yyyy/mm/dd) (signature)	

備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第5 (第13条関係)  
(略)  
様式第6 (第18条関係)  
(略)  
様式第7 (第19条関係)  
(略)

様式第7 (第19条関係)  
(英語)

情報処理安全確保支援士登録証 登録番号 第 号
氏 名 年月日 年 月 日
登録年月日 年 月 日 登録更新回数 回
更新年月日 年 月 日
年 月 日 経済産業大臣印 独立行政法人情報処理推進機構

(英語)

1 情報処理安全確保支援士登録に従事すること。 2 登録を受けた事項に変更があったときは、 3 この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。 4 この登録証は、改ざんされたときは、無効なく、この登録証を発給する機関が再発給する。 5 本登録証を破損し、汚損し、又は損壊したときは、 6 本登録証は、改ざんされたときは、無効となる。 7 本登録証は、改ざんされたときは、無効となる。
--

備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第8 (第19条の2関係)  
(略)  
様式第9 (第20条関係)  
(略)  
様式第10 (第21条関係)  
(略)  
様式第11 (第39条関係)  
(略)

様式第11 (第39条関係)  
登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日
登録区分 年 月 日
氏 名
准考査員名

備考 1. 用紙の大きさは、A4(210×297mm)、縦80×タテマチカルトですること。  
2. 放入用紙を貼付すること。

様式第12 (第39条関係)  
(略)  
様式第12 (第39条関係)  
(略)

様式第12 (第39条関係)  
試験区分 第 号

氏 名 年 月 日
備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第13（第39条関係）

様式印字欄 （第3章各項用）		捺印欄 （捺印用紙に記入する場合に用いよ。）	
登録料金		登録料金	
登録料金		登録料金	

請書外郵便局宛ての場合は、申請者印を付し申告書

送達地名 大阪府		年 月 日	
被取扱い人名 営業所名			
被取扱い人登録番号			
合規性評定の交付をお受け下さい。			
印字欄 印字名	手書き欄		
印字欄 印字名	手書き欄		
年 月 日		受取年月日	
年 月 日		合規性評定年月日	
評議会印			
用印用紙及び封筒		和文 通 文 英文 通 文	

備考欄：被取扱い人登録番号の前記欄を右欄に記入する場合は、右欄の大きさは、日本語用印用紙 A4 とすること。

備考1. 経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、馬印の大きさは、日本規格A4とすること。  
機構が技術者試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、  
入印紙は、貼付しないこと。

入印紙は、賠付しないこと。

様式第14（第39条関係）

(記入文)	
情報処理技術者試験合格証明書	
氏 名	
生 年 月 日	
試 験 分 類	
合 格 種 別	
合 格 日 期	
情報処理の促進に関する法律第2条第1項の規定により実施した情報処理技術者試験に合格した者であることを認明する	
年 月 日	
経済産業大臣	
独立行政法人情報処理推進機構	

備考 用紙の大きさは、日本画書規格A4とするこ

樣式第15（第39条関係）

様式第16（第40条関係）（第一面から第三面まで）  
（略）  
様式第16（第40条関係）（第四面）  
（略）  
様式第17（第42条関係）（第一面から第三面まで）  
（略）  
様式第17（第42条関係）（第四面）  
（略）  
様式第18（第43条関係）（第四面）  
（略）